

# 地方議会制度の概要⑦ ～委員会制度～

## ○ 委員会の種類（法 § 109）

常任委員会	・ その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査
議会運営委員会	・ 議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項に関する調査を行い、議案、請願等を審査
特別委員会	・ 議会の議決により付議された特定の事件を審査

## ○ 議案提出権

議会の議決すべき事件につき、各委員会の所掌の範囲内で、議会に議案を提出することができる。  
（法 § 109⑥）

## ○ 公聴会

委員会は、予算その他重要議案、請願等について公聴会を開き、真に利害関係を有している者・学識経験者等から意見を聴くことができる。（法 § 109⑤等）

## ○ 参考人

委員会は、当該普通地方公共団体の事務に関する調査・審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。（法 § 109⑤等）

## ○ 閉会中審査

委員会は、議会の議決により付議された特定の事件について、閉会中においても、これを審査することができる。（法 § 109⑧）